

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく

事務の範囲を定める規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和8年3月 26 日提出

教育長 川 原 馨

説 明

この案を提出するのは、愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるからである。

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則 に基づく事務の範囲を定める規則の一部改正の概要

1 改正の概要

愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正に伴う関係規定の整理

2 改正の内容

別表三の項中、「第十一条第八項」を「第十一条第九項」に改める。

3 施行期日

令和8年4月1日

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年 月 日

愛知県教育委員会教育長 川 原 馨

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則（平成十二年愛知県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中「第十一条第八項」を「第十一条第九項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会事務処理特例条例に規定する教育委員会規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部改正新旧対照表

愛知県教育委員会事務処理特例条例（平成十二年愛知県条例第十八号。以下「条例」という。）別表の上欄に掲げる人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるものは、別表の上欄に掲げる事務ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

新

旧

別表

別表

一及び二略	三 条例別表五の項(三)に規定する職員の給与に関する条例第十一条第九項の規定により通勤手当の支給及び返納に關し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの	略
-------	---	---

同上	三 条例別表五の項(三)に規定する職員の給与に関する条例第十一条第八項の規定により通勤手当の支給及び返納に關し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務であつて、別に教育委員会規則で定めるもの	略
----	---	---

四略

同上